

徳島県告示第三百九十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項の規定により、施術機
関として、次のとおり指定した。

令和六年七月二十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

施術者の氏名	正岡 弘
施術者の住所	鳴門市撫養町斎田字大池三〇 二一
指定年月日	令和六年六月十四日